

スウェーデン 環境ニュース

Vol. 7 2003年 9月号 ページ1/3

ヘラジカ猟で稼ぐ林業企業

スウェーデンの秋はヘラジカ猟の季節です。ヘラジカ猟は、スウェーデンの全国各地で行われ、推定約20万人の猟師が参加します。向こう一年間で9-10万頭のヘラジカが全国で猟殺されるので、国民の伝統的な趣味とは言え、規模の大きい活動だと言わねばなりません。猟に参加するのはほとんど男性ですが、最近、女性も見られるようになってきました。ヘラジカ猟は、仕事というよりは男性達が楽しむもの、と見なされる面があり、また、その肉は猟師たちの家族らだけで消費されることがほとんどのため金銭的な面ではあまり注目されてきませんでした。しかし実は、大手林業会社はヘラジカ猟からかなりの収益を得ています。林業業界の計算によると、これから一年間のヘラジカ猟で合計8,000万クローネ（11億5,760万円）の収益になると推定しています。この収益は森林等の土地所有者がもつヘラジカを狩りする権利、いわゆる「猟権」の販売から生まれてきます。

スウェーデンの森林にはヘラジカが溢れています。ヘラジカは、野生動物として基本的に保護されていますが、増え過ぎると生態系のバランスが崩れてしまいます。このため、ヘラジカ猟が自然保護の一環として行われています。また、ヘラジカが多過ぎると、森林資源の被害や交通事故が増える恐れもあります。猟は、再生可能な野生動物資源としてのヘラジカを、長期的で持続可能なかたちで利用するひとつの手段であり、法律によって細かく規制されているものです。ヘラジカは、スウェーデン人の余暇活動や食生活に身近な要素の一つなのです。

ヘラジカ猟は、許可される期間や地域ごとの頭数などが政府によって細かく決定されており、捕獲できる頭数は毎年限定されています。その範囲内でヘラジカ猟から収益を得る鍵は、土地所有者がもつ「猟権」なのです。

スウェーデンでは昔からの伝統で、土地所有者に

関係なく責任をもって自然を楽しむ権利が国民すべてにあります。例えば野生のブルーベリーなどのベリー類はだれの所有でもなく、私有地であってもだれでも摘むことができます。スウェーデンの特色の一つであるこの権利は、猟にも関係します。国有林であれ、民有林であれ、猟師は森の中を自由に移動することができます。ヘラジカは上記のベリー類同様、だれも所有していません。ところが、猟で撃たれて倒れたヘラジカは、土地所有者のものになります。このような事情から、膨大な土地面積を所有する林業会社が収益を得るチャンスが出て来るというわけです。

猟師はチームを作り、犬を使って狩りをします。それぞれ参加する猟師は国が発行する「猟権カード」をもたなければならず、料金は郵便局で払います。「猟権カード」からの収益は、国の野生動物保全事業などに使われるので「野生動物保護料金」と呼ばれます。この「猟権カード」は7月1日-6月30日の期間中有効で、今年度の2003/2004年の料金は200クローネ（約2,894円）です。さらに、猟師は猟銃をもつために、猟師研修を受ける義務があります。チームで捕ったヘラジカの肉は、チームのメンバー内で分け合うのが普通です。

農民など個人森林所有者は、自分たちの土地でよく狩りをしますが、林業会社は事業としての狩りはせず、狩りをしたい猟師に「猟権」を譲渡しています。本来この権利は、自然に倒れた野生動物が土地所有者のものになること（例えば怪我で死んだ動物の毛皮、肉など）を明確にするためのルールで、猟をする権利を売買する目的のものではありません。しかし、売買を禁止する規則もない結果、各地で様々な価格の「猟権」販売が行われることとなりました。「猟権」が無料で譲られているところがあれば、一頭当たり数千クローネ（数万円）というところもあります。林業会社から見れば、それは木を切って収益を得ることと似たようなことです。価格は市場によって定まります。都会に近い場所やヘラジカ密度が高い土地などは高くなることが多いです。また、一頭当たりの料金の代わりに土地面積に対し「狩り料」を設定しているところもあれば、両方に料金をかける場合もあります。猟師からの需要が大きいためにこの市場がなりたっていると言えます。

一方で、林業会社にとってはヘラジカが少ないほど森林への被害が少なく済むので、ヘラジカをありがたく駆除してもらっている上に料金をとるのはどうか、
つづく

スウェーデン環境ニュース

Vol. 7 2003年 9月号 ページ2/3

1ページからつづく

という猟師側からの意見があります。これに対し林業会社側は「遊園地の入場券と同じ」という見方をしています。趣味で狩りをする猟師にヘラジカを駆除してもらわなければ、林業会社は森林被害を抑えるために猟師を雇い、そして捕獲したヘラジカの肉を販売することになります。しかし現在、そのような形でヘラジカを商品化した林業会社はありません。

このように、自然保護を一つの目的としており、そして林業会社と猟師のバランスがとれた総合関係により維持されているヘラジカ猟習慣の経済面が注目されはじめています。

(DN紙03/09/02、その他)

建材のホルムアルデヒド新規制で 日本・スウェーデンの貿易摩擦

2003年7月1日、国土交通省はシックハウス対策の一環として建築基準法を改正し、ヨーロッパに比べ厳しい基準で建材のホルムアルデヒド規制を導入しました。新規制では、ホルムアルデヒド発散建築材料大臣認定取得のため、各製品は日本のJIS・JAS規格対応でなければならぬことになりました。日本に多くの木製建材を輸出しているスウェーデンなどの外国企業は、短い期間内に複雑で不便な認定手続きを行わなければならないことになりました。新規制の対象となる木製製品は、対日輸出額合計の10%を占めるため、スウェーデンにとって危機的な状況となりました。建材のJIS・JAS認定を行なうことのできる機関は、日本とアメリカにしかなく、ヨーロッパにはありません。輸出企業にとって大きな負担となる新手続き制度は、スウェーデンから見れば貿易障害となるものでした。

そこで、在日スウェーデン大使館やEU機関が日本政府に働きかけた結果、日本の国土交通省は規制を少し修正することとなり、スウェーデンの建材メーカーの危機は解消されました。国土交通省はスウェーデン他諸外国の検査機関が実施した検査結果の

邦訳で認定取得が可能なようにしました。条件は、スウェーデンの検査機関が日本の検査機関と提携することです。これから、スウェーデン国立検査実験研究所 (Svensk provnings- och forskningsinstitut, SP) が日本の検査機関との提携を進めることが期待されます。

スウェーデンでは、高温多湿時に発生する建材のホルムアルデヒド発散と健康被害との因果関係の把握が不十分であると判断しているため、数値的な規制はなく、ガイドラインと建材生産者の自主努力での対策が中心となっています。シックハウスによる健康被害の原因は一つの物質によるものだけではなく、様々な物質が関係するとの見方をしているからです。

一方、スウェーデンの環境法典では、住宅の室内環境が人間の健康を脅かすものではないことを証明する責任が、住宅の所有者 (賃貸の場合の大家) にあることになっています。最近では、環境裁判所の判決で、不動産会社が高額な室内環境対策を課せられたケースが何例か出たため、賠償金要求などを恐れる建設業界が問題を重要視し始めています。

(外務省プレスリリース03/9/17, Norra Västerbotten紙03/9/2, Ny teknik 03/6/12, その他)

ホルムアルデヒド発散のない合板

ホルムアルデヒドは合板の接着剤に含まれるため問題になることが多いのですが、現在、接着剤を必要としない合板の生産方法が開発されています。ルーレオ (Luleå) 工科大学シェレフテオー (Skellefteå) 校舎の木質素材技術学部がウッラ・ウェステルマルク (Ulla Westermark) 博士を中心に開発した「自主接着型合板」の繊維は、酸化工程によって繊維自身が自己接着します。この酸化工程には、過酸化水素と少量の鉄が触媒として使われます。特許申請を行なった研究者によると環境にやさしく、しかも安価な生産方法だということです。この開発プロジェクトは、地域の雇用を創出する狙いでEUの資金協力により実施されました。しかし、好結果が得られたにもかかわらず、スウェーデンの数少ない合板メーカーはその商品化にあまり積極的ではありません。初期投資の大きさが最大の問題のようです。スウェーデンのメーカーが積極的にならなければ、「自己接着型合板」はスウェーデン以外の他地域で生産されることになりそうです。

(Ny teknik誌03/4/9、その他) つづく

発行 / 編集 : Lena Lindahl (レーナ・リンダル) 編集協力 : 土屋なおみ

年11回ファックス・電子メール発行、年間購読料5,000円、記事の転載をしたい方は連絡ください。

問い合わせ先 : 電話 / ファックス : 03-3422-7019、<http://www.netjoy.ne.jp/~lena>

スウェーデン環境ニュース

Vol. 7 2003年 9月号 ページ3/3

2ページからつづく

「国際化学物質事務局」 パ・ロサンダー事務局長来日

「国際化学物質事務局」は、有毒物質のない環境づくりに貢献する非営利団体（NPO）で、スウェーデンの環境保護団体が4つ協力しヨーテボリ（Göteborg）市で今年設立しました。化学物質汚染に関する問題を取り上げ、国際的な化学物質政策を巡る進歩的な議論を促進し、啓蒙を進めています。

スウェーデン政府は、EUで審議中の新化学物質政策（略称REACH）の内容をより良い方向にもっていくために積極的に取り組んできたため、環境保護団体からは比較的高い評価を得ています。この分野では、環境保護団体とスウェーデン政府は稀に見る協力的な関係にあります。そういった背景があることもあり、「国際化学物質事務局」は政府の資金協力で運営されています。

今回、「国際化学物質事務局」のパ・ロサンダー（Per Rosander）事務局長が日本弁護士連合会の招待で来日します。EUとスウェーデンの化学物質政策に関する最新情報を知るチャンスですので、下記2つのイベントを紹介します。

シンポジウム：

蓄積する化学汚染と見えない人権侵害
- 次世代へのリスク -

主催：日本弁護士連合会
日時：10月16日(木) 12:30～18:00
場所：愛媛県民文化会館 サブホール
参加費：入場無料 / 資料代2000円
問い合わせ：日本弁護士連合会
Tel: 03-3580-9825

【プログラム】
第1部 化学汚染の現状はどうなっているか
特別報告「生態系、特に海洋哺乳類の化学汚染」

愛媛大学 田辺信介教授（予定）

当事者の声

- ・次世代まで続くダイオキシン汚染と健康被害 - カネミ油症患者さん
- ・化学物質過敏症の苦しみ - 化学物質過敏症患者さん
- ・市民の取組み - 地元の環境団体など

第2部 化学汚染のない環境を次世代に手渡すために
基調講演

「スウェーデン、EUの化学物質政策 - 今、なぜ予防原則か」、

パ・ロサンダー氏、国際化学物質事務局事務局長

第3部 パネルディスカッション

ダイオキシン、環境ホルモンなど化学物質をめぐっては、「危険だ」「騒ぎすぎだ」と論争が絶えません。産業界、行政、市民との間で、あるべき化学物質政策についてのコンセンサスはできるのでしょうか？

パネリスト：立川涼愛媛大学名誉教授）、安井 至（東大教授）、藤原寿和（化学物質問題市民研究会）、経済産業省、日本化学工業会、神山美智子（弁護士）

講演会：

毒物のない環境を次世代に手渡すために
～スウェーデン、EUの化学物質政策～

主催：ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
止めよう！ダイオキシン汚染・関東ネットワーク
化学物質問題市民研究会

第二東京弁護士会「環境法研究会」

日時：10月14日(火) 18:20～20:00

場所：弁護士会館10階1003号室

東京都千代田区霞が関1-1-3

講師：パ・ロサンダー、

国際化学物質事務局事務局長

内容：スウェーデンやEUの化学物質政策とその基本理念（特に予防原則）について

参加費：一般1,000円

問い合わせ：

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

Tel: 03-5907-1411

国際化学物質事務局（International Chemical Secretariat）のホームページ（英文）：

<http://www.chemsec.org>

発行／編集：Lena Lindahl（レーナ・リンダール） 編集協力：土屋なおみ

年11回ファックス・電子メール発行、年間購読料5,000円、記事の転載をしたい方は連絡ください。

問い合わせ先：電話／ファックス：03-3422-7019、<http://www.netjoy.ne.jp/~lena>